

# 個人情報をめぐる同意

同意は必須か、同意さえあればいいのか

25.8 弁護士 水町雅子

ミス・間違い等もありえますので、必ず法律・GL等原典に当たっていただけますようお願いします。

# 講師略歴

## 弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<https://www.miyauchi-law.com> メール→onesg@mizu-machi.com  
<https://www.mizu-machi.com>

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社
- ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
- マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、特定個人情報保護評価立案）に従事
- ◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員
- マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定情報保護評価）に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人
- 個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。『1冊でわかる！個人情報保護法』（労務行政、2017年）

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座（23）個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等多数



# 同意が必要な場合は意外と多くない

個人情報というと「同意」のイメージがあるが、  
→必ず同意を取らなければならないというのは、誤解

- ✓ 利用目的の同意は不要
- ✓ 目的外利用や第三者提供も同意なくできる場合がある

## 同意を得なければならない場合（民間）

- 目的外取扱いで、法定事由（法18Ⅲ）を満たさない場合
- 要配慮個人情報取得で、法定事由（法20Ⅱ各号）を満たさない場合
- 第三者提供で、法定事由（法27Ⅰ各号）を満たさず、オプトアウト（法27Ⅱ）せず、非第三者（法27Ⅴ）に該当しない場合
- 外国提供で、法定事由（法28）を満たさない場合
- 個人関連情報提供で、例外（法27Ⅰ各号・3ⅠⅠ）に該当しない場合

→同意不要の場合でも、同意を取るとは当然できるし、  
多くの同意取得は、同意取得が必須でない場面でもなされている。

# プライバシーポリシーへの同意は必須ではない

実は、プライバシーポリシーの作成義務自体が、そもそもない。  
公表義務等がある事項をまとめて記載するもの

- ✓ 業種によっては、実質義務（金融、医療・介護）
- ✓ Pマーク付与事業者も作成・公表が必要

## 公表しなければならない事項（民間）

- 利用目的（法21）
- 個人データのオプトアウト（法27Ⅱ） ・ 共同利用時（法27Ⅴ③）
- 保有個人データに関する事項（法32）（名称・住所・代表者名、利用目的、開示請求等、安全管理措置、苦情申出先、認定団体）
- 外部送信規律（電気通信事業法27条の12）
- 関係法令・ガイドライン等の遵守（GL通則編10-1）

## プライバシーポリシーの同意を得ている例も多い

- 同意取得が必須なわけではないが、念のためという実務も
- 他方、同意事項をプライバシーポリシーに記載して同意取得している例もある
- 利用規約側に同意事項を記載した上で、利用規約同意でもよい

# 公的機関の場合、同意を得ない運用も多い

## 同意を得なければならない場合（公的機関）

- 目的外利用・目的外提供で、他の適法化根拠（法69）を満たさない場合
- 外国提供で、他の適法化根拠（法71）を満たさない場合

上記は、規律移行法人には妥当しない。  
規律移行法人の場合は、場面にもよるが、民間同様同意を得る運用が多い

公的機関は民間とは個人情報規程の規律が異なり、  
同意を得なければならない場面も多くはない。

もっとも、同意を得る必要がなくても、得ることは当然良いこと

# 同意書さえあれば万能なわけではない

同意書を幅広・抽象的に記載して同意を得ればOKではという誤解が意外と多い

取得した個人情報を用いるか決まっていないうし、  
第三者に提供するかも決まっていないうけど、同意があればいいという誤解すらある

同意さえあれば万能なわけではない。  
個人情報保護法のどの規制に対する同意なのか

## 同意を得ても、無効な同意であれば意味がない

- 有効な同意を得る必要がある。そのためには、より具体的な利活用目的・用途・場面を特定して、本人がきちんと読めるように、わかりやすくする必要。真意かつ任意の同意が重要。
- 自分に置き換えて考えてみると、長文で良くわからない説明や「××事業に資する目的のために利活用します」といわれて同意したとしても、想像を超える使われ方や不適正な使われ方をされたら「こんなつもりで同意したわけではない」と思うのでは？
- 個人情報保護法19条（不適正利用禁止）にも留意

## 同意の有効性

- ✓ 白紙委任に近い同意は、同意としての有効性に疑問
  - 事実上拒否できない同意も、同意としての有効性に疑問符
  - 権力関係を伴う同意も、同意としての有効性に疑問が生じる場合も

# 同意の方法

## 同意の方法

書面への物理的サイン・押印だけではなく、  
電子契約、同意ボタンクリック、同意ボタンタップなどでもよい。

## 同意の有効性疑義も

同意をどのようにいつ取得するかを、サービス設計時に設計しないと、  
同意ボタン設置を失念してしまって、あとから同意が取れないなどの事態も。

同意した人が特定できない場合、有効性に疑問が生じうる

- ログインした上での、同意ボタンクリックではない場合など
- また、ログイン後の同意ボタンクリックでも、  
法人契約の場合、担当者の同意で足りるか

同意ボタンをクリックさせない場合も、有効性に疑問が生じ得る

- 黙示の同意が成り立つ場合はあるが・・・

# 同意をめぐる未解決な問題

**「同意」というが、子ども・お年寄り・重篤な精神疾患の方など、判断能力が不十分**な方の場合、誰が同意をするかという問題が未解決

- 成年被後見人の場合であっても、成年後見人は財産管理等を行うものであって、個人情報の同意を代わりに行えるかという論点がある
- そして成年後見人が付されている人も多くはなく、判断能力が不十分な方の場合、どうするかという論点
- 未成年者については親権者の同意を得ることになるが、未成年者と親権者の意見が食い違う場合や利益相反が考えられる場合は、どうするかという論点あり。乳幼児は良いが、中高生で親と意見が食い違った場合どうするか。
- なお、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する**倫理指針の代諾者の考え方**は、個人情報保護法上でそのまま妥当する通説ではないので、これとの整合を取る必要も



# まとめ・参考

# まとめ

## ■ 同意は必須か

- 同意を得なければならない場合は、実は少ない ([3ページ参照](#))
- 公的機関が同意を得なければならない場合は、さらに少ない ([5ページ参照](#))

## ■ プライバシーポリシーへの同意は必須化

- 同意取得が必須なわけではないが、念のためという実務も
- 他方、同意事項をプライバシーポリシーに記載して同意取得している例もある
- 利用規約側に同意事項を記載した上で、利用規約同意でもよい

## ■ 有効な同意が必要

- 抽象的過ぎて一般人が理解できない内容の同意書等だと、無効リスクも

## ■ 同意方法はアナログでもデジタルでも可

- 同意をどのようにいつ取得するかを、サービス設計時に検討・設計しよう

# 参考

## ◆ 他の水町作成資料

一覧 <https://www.mizu-machi.com/kaisetsu/>

ブログ **ITをめぐる法律問題について考える**

<https://blog.mizu-machi.com/>

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

# THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法  
(次世代医療基盤法)のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、  
企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、  
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

---

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

宮内・水町IT法律事務所  
弁護士 水町 雅子  
電話 → 03-5761-4600  
メール → onsg@mizu-machi.com